

令和元年度

下妻市

市税ガイドブック



目 次

1	税金の種類	P, 1~
2	個人市民税	P, 3~
3	法人市民税	P, 10
4	軽自動車税	P, 11~
5	固定資産税	P, 13~
6	市たばこ税	P, 14
7	入湯税	P, 14
8	税の証明関係	P, 15
9	お問い合わせ先	P, 16
10	Q&A	P, 16~

1 税金の種類

税金は、納め先によって**地方税（県税及び市町村税）**と**国税**に、納め方によって**直接税**と**間接税**に、使い道によって**普通税**と**目的税**に分けられます。

地方税（地方公共団体に納める税金）

市町村税（下妻市に納める税金） ☎お問合せ先：下妻市税務課（16 ページ参照）

直接税	市民税	個人（均等割・所得割）	下妻市内に住所等のある個人にかかります。
		法人（均等割・法人税割）	下妻市内に事務所等のある法人にかかります。
	固定資産税		土地、家屋、事業に使う機械など（償却資産）に対してかかります。
	軽自動車税		軽自動車やバイク等の所有者にかかります。
	特別土地保有税		一定規模以上の土地を所有・取得したときにかかります。 （平成15年度以降課税停止）
	国民健康保険税☆		国民健康保険の被保険者である世帯主にかかります。
間接税	市町村たばこ税		卸売販売業者などが小売店にたばこを売り渡すときにかかります。
	入湯税☆		温泉地の温泉に入浴したときにかかります

県税（県に納める税金） ☎お問合せ先：筑西県税事務所（16 ページ参照）

直接税	県民税	個人（均等割・所得割）	県内に住所等のある個人にかかります。 （「森林湖沼環境税」は、均等割に含まれます。）
		法人（均等割・法人税割）	県内に事務所等のある法人にかかります。 （「森林湖沼環境税」は、均等割に含まれます。）
		利子割★	金融機関から利子の支払いを受けるときにかかります。
		配当割★	上場株式等の配当等の支払いを受けるときにかかります。
		株式譲渡所得割★	上場株式等の譲渡の対価の支払いを受けるときにかかります。
	事業税	個人	事業を営んでいる個人の所得にかかります。
		法人	事業を営んでいる法人の所得にかかります。
	不動産取得税		土地や家屋などの不動産を取得したときにかかります。
	自動車税		自動車の所有者にかかります。
	自動車取得税★		自動車を取得したときにかかります。
	鉱区税		鉱物を採掘する権利（鉱業権）を有する方にかかります。
	県固定資産税		一定額を超える大規模の償却資産に対してかかります。
	核燃料等取扱税（法定外普通税）		原子炉を設置し、核燃料を入れたときに等にかかります。
	狩猟税☆		狩猟者の登録を受けるときにかかります。
間接税	地方消費税★		消費税がかかる取引に対して、消費税と併せてかかります。
	県たばこ税		卸売販売業者などが小売店にたばこを売り渡すときにかかります。
	ゴルフ場利用税★		ゴルフ場を利用したときにかかります。
	軽油引取税		軽油の引取をした時にかかります。

直接税	所得税	個人の一年間の所得に対してかかります。
	法人税	会社や協同組合などの法人の所得に対してかかります。
	相続税	財産を相続または遺贈により取得したときにかかります。
	贈与税	人から財産をもらったときにかかります。
	地方法人特別税	法人事業税の一部を分離して創設された税で、法人事業税の税額に対してかかります。
	地方法人税	法人住民税の一部を分離して創設された税で、法人税額に対してかかります。
間接税	消費税	商品・製品の販売、物品の貸し付け、サービスの提供などの取引や輸入される貨物に対してかかります。
	酒税	清酒、ビール、ウイスキーなどを製造場から出荷したときにかかります。
	たばこ税	たばこを製造場から出荷したときや輸入したときにかかります。
	たばこ特別税	
	揮発油税	自動車のガソリンなどを製造場から出荷したときにかかります。
	地方揮発油税	
	石油ガス税	自動車に石油ガスを入れたときにかかります。
	航空機燃料税	航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかります。
	石油石炭税	原油や石炭を採取場から出荷したときまたは輸入したときにかかります。
	自動車重量税	車検を受ける自動車や車両番号の指定を受ける軽自動車の重量に応じてかかります。
	関税	外国から輸入した貨物にかかります。
	とん税	外国の貿易船が港へ入港したときにかかります。
	特別とん税	
	印紙税	契約書、受取書などで税法に定められた文書にかかります。
	登録免許税	不動産、船舶、会社の登録などにかかります。
	電源開発促進税☆	電力を供給する会社の供給量に応じてかかります。

直接税・・・税金を負担する人や法人が、国や地方公共団体に直接納める税金

間接税・・・実質的に税金を負担する人と、それを納める人が異なる税金

普通税（☆以外）・・・使いみちが特定されておらず、一般的な財源にあてられる税金

目的税（☆）・・・使いみちが特定されている税金

★・・・納められた税額の一部が市町村に交付される税金

2 個人市民税

この税金は、市の行政に必要な経費を市民の皆さんに負担していただくためのものです。個人市民税と個人県民税と合わせて一般に「住民税」とよばれています。

納める人

個人市民税には均等割と所得割があり、市内に住所のある個人が納めます。

区 分	均等割	所得割
その年の1月1日現在で市内に住所のある個人	○	○

非課税

次のいずれかに該当する場合には、課税されません。

所得割と均等割とも非課税	<ul style="list-style-type: none">生活保護法による生活扶助を受けている方障害者・未成年者・寡婦（夫）で前年中の合計所得金額が125万円以下の方前年中の合計所得金額が下妻市の条例で定める金額以下の方
所得割のみ非課税	<ul style="list-style-type: none">前年中の総所得金額等が次の算式で計算した金額以下の方 控除対象配偶者又は扶養親族を有しない方 35万円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する方 $35万円 \times (\text{控除対象配偶者} \cdot \text{扶養親族の数} + 1) + 32万円$

申告

前年1年間の所得について、3月15日までに、その年の1月1日現在の住所地の市町村役場へ、個人の市町村民税を申告します。ただし、給与や公的年金所得だけの方などは申告の必要がない場合もあります。

なお、所得税の確定申告書を提出した方は、住民税の申告書の提出は必要ありません。この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項を必ず記載してください。

納税

1 給与所得者（特別徴収）

6月から翌年5月までの12回に分けて給与の支払者が毎月の給料から差し引いて納めます。

給与を支払う際に所得税の源泉徴収をしている給与支払者は、個人住民税（市民税+県民税）についても特別徴収の義務があります。（地方税法第321条の4）

2 公的年金所得者（特別徴収）

4月、6月、8月、10月、12月及び翌年の2月に支給される年金から差し引いて、年金支払者が納めます。

※4月1日現在65歳以上の年金受給者で前年中の年金所得にかかる住民税を納める義務がある方が対象です。

3 上記1及び2以外の所得者（普通徴収）

下妻市から送られる納税通知書によって通常6月、8月、10月及び翌年1月の4回に分けて納めます。

納める額

〈均等割〉

所得金額にかかわらず定額で課税されます。

税率（年額）	3,500 円
--------	---------

※東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置分 500 円を含みます。（注）

（参考）個人県民税の均等割

税率（年額）	2,500 円
--------	---------

※東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置分 500 円を含みます。（注）

※森林湖沼環境税分 1,000 円を含みます。

（注）東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置

東日本大震災からの復旧・復興事業に必要な財源を確保するため、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間、個人住民税の均等割税率に 1,000 円（県民税 500 円、市民税 500 円）が加算されます。

〈所得割〉

前年中の所得に対して課税されます。

$$\text{納付税額} = \text{課税所得金額（前年中の総所得金額）} - \text{（所得控除）} \times \text{税率} - \text{税額控除額}$$

※1 課税総所得金額とは？

所得の種類ごとに、収入金額から必要経費又は法律で定められた一定の控除額（給与所得控除、公的年金控除など）を控除した金額を「所得金額」といいます（所得金額の合計が「総所得金額」です）。総所得金額から各種所得控除を行った金額が、「課税総所得金額」となります。

退職所得等については、他の所得と区分して、個別にそれぞれ決められた方法で税額を計算します（分離課税）。

※2 税率

税率	6 %
----	-----

（参考）個人県民税の所得割

税率	4 %
----	-----

●所得の種類と計算方法

種類	内容	計算方法
利子所得	預貯金、国債、社債などの利子の所得	収入金額＝利子所得の金額
配当所得	株式、出資の配当などの所得	収入金額－株式などを取得するための借入金の利子
事業所得	商工業、農業など事業を行っている場合の所得	総収入金額－必要経費
不動産所得	土地、建物などを貸している場合の所得	総収入金額－必要経費
給与所得	給料、賃金、ボーナスなどの所得	収入金額－給与所得控除額
退職所得	退職手当、一時恩給などの所得	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2
譲渡所得	土地、建物、ゴルフ会員権などを売った場合の所得	総収入金額－売却した資産の取得費・譲渡費用－特別控除額
山林所得	山林の立木を売った場合の所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
一時所得	生命保険契約の満期返戻金など一時的な所得	(総収入金額－収入を得るために支出した費用－特別控除額) × 1/2
雑所得	恩給、年金などの所得	公的年金等収入金額－公的年金等控除額
	営業でない貸金の利子など、上記所得にあてはまらない所得	総収入金額－必要経費

●給与所得の計算方法（1円未満の端数切り捨て）

給与収入の金額（年収）	控除額
65万円以下	全額
65万円超 162万4千円以下	65万円
162万4千円超 180万円未満	給与の収入金額×40%
180万円以上 360万円未満	給与の収入金額×30%+18万円
360万円以上 660万円未満	給与の収入金額×20%+54万円
660万円以上 1,000万円未満	給与の収入金額×10%+120万円
1,000万円以上	220万円

（注）実際は、給与収入が660万円未満の場合は、所得税法別表第5により給与所得の金額を求めます。

●公的年金等の雑所得の計算方法（1円未満の端数切り捨て）

年齢区分	公的年金等収入の金額（年収）	控除額
65歳未満の者	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%+37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+78万5千円
	770万円以上	収入金額×5%+155万5千円
65歳以上の者	330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+78万5千円
	770万円以上	収入金額×5%+155万5千円

（注1）公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、適格退職年金、確定拠出年金等をいいます。

（注2）年齢は、前年の12月31日現在の年齢によります。

●所得控除

《人的控除》

(単位:万円)

種類	対象者	控除額		
		令和元年度分 住民税	令和元年分所 得税	
基礎控除	・ 本人	33	38	
配偶者控除 (注1)	・ 生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が 38 万円以下である者 (控除対象配偶者)	33	38	
	・ 70 歳以上の控除対象配偶者	38	48	
配偶者特別控除 (注1)	・ 生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が 38 万円を超え 123 万円以下である者	最高 33	最高 38 (配偶者の所得による)	
扶養控除	・ 生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が 38 万円以下である者 (扶養親族) (注2)	33	38	
	・ 19 歳以上 22 歳以下の扶養親族 (特定扶養親族)	45	63	
	・ 70 歳以上の扶養親族	38	48	
(同居老親等)	70 歳以上の扶養親族 (本人又は配偶者の直系) が本人と同居している場合	45	58	
障害者控除	・ 本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	26	27	
	(特別障害者)	・ 上記の者が特別障害者である場合	30	40
	(同居特別障害者)	・ 上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	53	75
寡婦控除	①夫と死別した者 (注3) ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26	27	
	(特別寡婦加算)	・ 寡婦で、扶養親族である子を有する者 (注3)	30	35
寡夫控除	・ 妻と死別又は離婚した者で、かつ、扶養親族である子を有する者 (注3)	26	27	
勤労学生控除	・ 本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等 (注4)	26	27	

(注1)

- ・ 本人の合計所得金額 900 万円超 950 万円以下 (給与収入 1,120 万円超 1,170 万円以下) : 控除額の 2/3
- ・ 本人の合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下 (給与収入 1,170 万円超 1,220 万円以下) : 控除額の 1/3
- ・ 本人の合計所得金額 1,000 万円超 (給与収入 1,220 万円超) : 適用なし

(注2) 16 歳未満の扶養控除は廃止

(注3) 本人の年間所得が 500 万円以下の場合

(注4) 本人の年間所得が 65 万円以下、かつ給与所得等以外が 10 万円以下の場合

《その他の所得控除》

種 類	控 除 額																					
	令和元年度分住民税	令和元年分所得税																				
雑損控除	次のいずれか多い方の金額																					
	①(平成30年中の損失額－保険等により補填された金額)－(総所得金額等×10%)																					
	②平成30年中の災害関連支出の金額－5万円																					
医療費控除	(平成30年中の医療費－保険等により補てんされた金額)－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか低い方の金額)(控除限度額200万円)																					
	※セルフメディケーション税制を適用する場合 平成30年中の特定一般用医薬品等購入費－12,000円(控除限度額88,000円)																					
社会保険料控除	平成30年中に支払った金額	令和元年中に支払った金額																				
小規模企業共済等掛金控除	平成30年中に支払った金額	令和元年中に支払った金額																				
生命保険料控除	<p>新制度と旧制度の保険の両方がある場合には、各区分ごとに新制度、旧制度それぞれの控除額を計算し、旧制度か新旧の合算値(上限は新制度の上限額)のどちらが控除額が大きくなるかで判断します。</p> <p>①新生命保険料、②介護医療保険料又は③新個人年金保険料(平成24年1月1日以降に契約締結したもの(新契約)) ①から③それぞれで控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成30年中に支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超32,000円以下の場合</td> <td>支払った金額× 1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円を超56,000円以下の場合</td> <td>支払った金額× 1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円を超える場合</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④旧生命保険料、⑤旧個人年金保険料(平成23年12月31日以前に契約締結したもの(旧契約))④と⑤それぞれで控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成30年中に支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超40,000円以下の場合</td> <td>支払った金額× 1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超70,000円以下の場合</td> <td>支払った金額× 1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円を超える場合</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>新旧契約併せて合計控除限度額は70,000円になります。</p>		平成30年中に支払った金額	控除額	12,000円以下	支払った金額	12,000円を超32,000円以下の場合	支払った金額× 1/2+6,000円	32,000円を超56,000円以下の場合	支払った金額× 1/4+14,000円	56,000円を超える場合	一律28,000円	平成30年中に支払った金額	控除額	15,000円以下	支払った金額	15,000円を超40,000円以下の場合	支払った金額× 1/2+7,500円	40,000円を超70,000円以下の場合	支払った金額× 1/4+17,500円	70,000円を超える場合	一律35,000円
	平成30年中に支払った金額	控除額																				
12,000円以下	支払った金額																					
12,000円を超32,000円以下の場合	支払った金額× 1/2+6,000円																					
32,000円を超56,000円以下の場合	支払った金額× 1/4+14,000円																					
56,000円を超える場合	一律28,000円																					
平成30年中に支払った金額	控除額																					
15,000円以下	支払った金額																					
15,000円を超40,000円以下の場合	支払った金額× 1/2+7,500円																					
40,000円を超70,000円以下の場合	支払った金額× 1/4+17,500円																					
70,000円を超える場合	一律35,000円																					
<p>新制度と旧制度の保険の両方がある場合には、各区分ごとに新制度、旧制度それぞれの控除額を計算し、旧制度か新旧の合算値(上限は新制度の上限額)のどちらが控除額が大きくなるかで判断します。</p> <p>①新生命保険料、②介護医療保険料又は③新個人年金保険料(平成24年1月1日以降に契約締結したもの(新契約)) ①から③それぞれで控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年中に支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>20,000円を超40,000円以下の場合</td> <td>支払った金額× 1/2+10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超80,000円以下の場合</td> <td>支払った金額× 1/4+20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円を超える場合</td> <td>一律40,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④旧生命保険料、⑤旧個人年金保険料(平成23年12月31日以前に契約締結したもの(旧契約))④と⑤それぞれで控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年中に支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>25,000円を超50,000円以下の場合</td> <td>支払った金額× 1/2+12,500円</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超100,000円以下の場合</td> <td>支払った金額× 1/4+25,000円</td> </tr> <tr> <td>100,000円を超える場合</td> <td>一律50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>新旧契約併せて合計控除限度額は120,000円になります。</p>		令和元年中に支払った金額	控除額	20,000円以下	支払った金額	20,000円を超40,000円以下の場合	支払った金額× 1/2+10,000円	40,000円を超80,000円以下の場合	支払った金額× 1/4+20,000円	80,000円を超える場合	一律40,000円	令和元年中に支払った金額	控除額	25,000円以下	支払った金額	25,000円を超50,000円以下の場合	支払った金額× 1/2+12,500円	50,000円を超100,000円以下の場合	支払った金額× 1/4+25,000円	100,000円を超える場合	一律50,000円	
令和元年中に支払った金額	控除額																					
20,000円以下	支払った金額																					
20,000円を超40,000円以下の場合	支払った金額× 1/2+10,000円																					
40,000円を超80,000円以下の場合	支払った金額× 1/4+20,000円																					
80,000円を超える場合	一律40,000円																					
令和元年中に支払った金額	控除額																					
25,000円以下	支払った金額																					
25,000円を超50,000円以下の場合	支払った金額× 1/2+12,500円																					
50,000円を超100,000円以下の場合	支払った金額× 1/4+25,000円																					
100,000円を超える場合	一律50,000円																					
地震保険料控除	<p>①地震保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成30年中に支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払った金額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超える場合</td> <td>一律25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②旧長期損害保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成30年中に支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>5,000円を超15,000円以下の場合</td> <td>支払った金額× 1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超える場合</td> <td>一律10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>地震保険料、旧長期損害保険料併せて合計控除限度額は25,000円になります。</p>		平成30年中に支払った金額	控除額	50,000円以下	支払った金額×1/2	50,000円を超える場合	一律25,000円	平成30年中に支払った金額	控除額	5,000円以下	支払った金額	5,000円を超15,000円以下の場合	支払った金額× 1/2+2,500円	15,000円を超える場合	一律10,000円						
	平成30年中に支払った金額	控除額																				
50,000円以下	支払った金額×1/2																					
50,000円を超える場合	一律25,000円																					
平成30年中に支払った金額	控除額																					
5,000円以下	支払った金額																					
5,000円を超15,000円以下の場合	支払った金額× 1/2+2,500円																					
15,000円を超える場合	一律10,000円																					
<p>①地震保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年中に支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超える場合</td> <td>一律50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②旧長期損害保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年中に支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>10,000円を超20,000円以下の場合</td> <td>支払った金額× 1/2+5,000円</td> </tr> <tr> <td>20,000円を超える場合</td> <td>一律15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>地震保険料、旧長期損害保険料併せて合計控除限度額は50,000円になります。</p>		令和元年中に支払った金額	控除額	50,000円以下	支払った金額	50,000円を超える場合	一律50,000円	令和元年中に支払った金額	控除額	10,000円以下	支払った金額	10,000円を超20,000円以下の場合	支払った金額× 1/2+5,000円	20,000円を超える場合	一律15,000円							
令和元年中に支払った金額	控除額																					
50,000円以下	支払った金額																					
50,000円を超える場合	一律50,000円																					
令和元年中に支払った金額	控除額																					
10,000円以下	支払った金額																					
10,000円を超20,000円以下の場合	支払った金額× 1/2+5,000円																					
20,000円を超える場合	一律15,000円																					
寄附金控除	平成21年度分以後は税額控除となる (令和元年中に支出した特定の寄附金の総額又は総所得金額の40%のいずれか少ない金額)－2千円																					

●税額控除

《税源移譲の実施に伴い新設された制度》

*調整控除(平成 19 年度分の住民税から適用)

基礎控除や扶養控除などの人的控除額は、所得税より住民税の方が低く定められているため、同じ収入を有していても、課税所得金額は住民税の方が大きくなります。このため、税源移譲に伴い、単純に住民税の税率を引き上げ、所得税の税率を引き下げた場合、負担増が生じることになります。「調整控除」は、この人的控除額の差に基づき生じる負担増を調整するため、住民税から下表の額を控除するものです。

区分	控除額
合計課税所得金額 200 万円以下の場合	①または②のいずれか少ない金額の 5%(市民税 3%、県民税 2%) ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
合計課税所得金額 200 万円超の場合	【人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200 万円)】 ×5%(市民税 3%、県民税 2%) ※この金額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円とします。

*住宅ローン控除 (平成 22 年度分の住民税から適用)

政府が実施する生活対策の一つとして、平成 21 年度の税制改正で新たに創設された制度です。前年分の所得税において住宅ローン控除の適用がある方で、所得税における住宅ローン控除額が所得税額より大きく、所得税から控除しきれない額が生じる場合には、その額を翌年分の住民税から控除するものです。

対象者	控除額
平成 21 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに入居した方	①または②のいずれか少ない金額 ①前年の所得税の住宅ローン控除額のうち、所得税において控除しきれなかった金額 ②前年分の所得税の課税総所得金額等の額に 5%を乗じた額(97,500 円が限度)
平成 26 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに入居した方	①または②のいずれか少ない金額 ①前年の所得税の住宅ローン控除額のうち、所得税において控除しきれなかった金額 ②前年分の所得税の課税総所得金額等の額に 7%を乗じた額(136,500 円が限度)

(注)下妻市への申告は不要です。ただし、確定申告や年末調整により、所得税の住宅ローン控除を受けるための手続きは必要です。

《その他の税額控除》

寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などがあります。

*寄附金税額控除(平成 21 年度分の住民税から適用)

都道府県・市区町村等に対する寄附金のうち、2,000 円を超える部分について、住民税額から控除するものです。

個人市民税の寄附金税額控除の対象寄附金
1 都道府県・市区町村に対する寄附金 (いわゆる「ふるさと納税」)
2 茨城県共同募金会及び日本赤十字社茨城県支部に対する寄附金
3 茨城県県税条例で指定されている寄附金 →所得税の寄附金控除の対象寄附金(①財務大臣が指定した寄附金②特定公益増進法人(独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人(所轄庁の証明を受けているもの)、社会福祉法人、更生保護法人)に対する寄附金③特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭④認定 NPO 法人に対する寄附金)のうち、次に掲げるもの (1) 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金 (2) 茨城県知事又は茨城県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行うものとされた公益信託の信託財産とするために支出した金銭 (3) 県内に従たる事務所のみ有する学校法人及び社会福祉法人に対する寄附金

個人市民税の寄附金税額控除の控除額の算出方法

都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）は、次の1と2の合計金額を税額から控除。それ以外の寄附金は、次の1のみを税額から控除。

- 1 （寄附金額－2,000円）×6%（県民税分4%と合計した個人住民税としては10%）
- 2 （寄附金額－2,000円）×（90%－寄附者に適用される所得税の限界税率0～45%）

※ 1の寄附金額は、総所得金額の30%を限度

※ 2の額は、個人住民税所得割の2割を限度

（注）寄附金税額控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があります。なお、一定の条件を満たす給与所得者等の方を対象として、確定申告を不要とする「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。

●パートと税金

平成30年中のパート収入	パートをした本人に税金がかかるかどうか			パートをした方の配偶者の所得から配偶者控除が受けられるかどうか	
	住民税均等割	住民税所得割	所得税	住民税所得割	所得税
93万円～100万円	かかる	かからない	かからない	受けられる	受けられる
100万円～103万円	かかる	かかる		受けられない	受けられない
103万円～			かかる	受けられない	受けられない

計算してみましょう

個人市民税の計算例

5人家族の個人住民税（市民税・県民税）は、いくらになるでしょう。

（家族構成）

本人	サラリーマン（45歳）	6,000,000円	社会保険料	600,000円
妻	専業主婦（43歳）		生命保険料	50,000円
子（長男）	高校2年生（17歳）		地震保険料	20,000円
子（長女）	中学3年生（15歳）			
祖母（同居の扶養親族）	年金収入のみ（70歳）	850,000円		

一般分のみ。
平成24年に
契約（新制）

収入金額 600万円－給与所得控除（600万円×20%+54万円=174万円）=所得金額 426万円

所得金額 426万円－所得控除 207万6千500円（基礎控除額 33万円+配偶者控除額 33万円+扶養控除額（長男・祖母）33万円+45万円+社会保険料控除額 60万円+生命保険料控除額（5万円×1/4+1万4千円）2万6千500円+地震保険料控除額（2万円×1/2）1万円）=課税総所得金額 218万3千円（千円未満切り捨て）

調整控除額 （28万円－（218万3千円－200万円））×5%=4,850円

〈内訳〉市民税 4,850×3/5=2,910円 県民税 4,850×2/5=1,940円

○所得割 市民税 2,183,000円×6%－2,910円=128,000円

県民税 2,183,000円×4%－1,940円= 85,300円

（千円未満切り捨て） （調整控除） （百円未満切り捨て）

計 213,300円

○均等割 市民税 3,500円

県民税 2,500円

計 6,000円

○個人住民税額 213,300円 + 6,000円 = 219,300円

（この計算例は、平成31年4月1日現在の法律に基づいて作成したものです。）

3 法人市民税

この税金は、会社などの法人も、個人（自然人）と同様に財産を持ったり、生産や販売などといった活動をしていることから、市の行政に必要な経費を個人と同様に広く負担していただくものです。自ら税額を計算して申告し、納税する制度となっています。

納める人

法人市民税には均等割と法人税割があり、市内に事務所や事業所がある法人などが納めます。

法人	均等割	法人税割
市内に事務所又は事業所（本店・支店・工場など）を設けている法人	○	○
市内に寮・宿泊所・クラブ・保養所・集会所などのみを設けている法人	○	—
市内に事務所、事業所、寮等を有する、法人でない社団又は財団	収益事業を営むもの	○
	収益事業を営まないもの	—
非課税に該当しない公益法人など	収益事業を営むもの	○
	収益事業を営まないもの	○

非課税

次の法人に課税されません。

- 1 国、非課税独立行政法人、都道府県、市町村、地方公共団体の組合など
- 2 収益事業を営まない、一部の公益法人等（日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人など）や労働組合など

納める額

《均等割》

法人等の区分		標準税率（年額）
資本金等の額	従業者数	
50 億円超	50 人超	300 万円
	50 人以下	41 万円
10 億円超 50 億円以下	50 人超	175 万円
	50 人以下	41 万円
1 億円超 10 億円以下	50 人超	40 万円
	50 人以下	16 万円
1 千万円超 1 億円以下	50 人超	15 万円
	50 人以下	13 万円
1 千万円以下	50 人超	12 万円
	50 人以下	5 万円

※法人市町村民税の税率区分の基準となる資本金等の額は、地方税法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 に規定する資本金の額をいいます。なお、平成 27 年度税制改正により、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度については、資本金等の額（無償増資又は無償原資等による欠損補填を行った場合は、調整後の額）が、資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額に満たない場合の資本金等の額は、資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額となりました。

《法人税割》

	平成 26 年 9 月 30 日以前に開始する事業年度	平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度
税率	14.7%	12.1%	8.4%

4 軽自動車税

《種別割》

納める人

4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者

納める額

単位：円

車種内容	(年)税額	旧税額	重課税率	グリーン化特例（軽課税率）				
				【令和元年度】				
				25%軽減(1)	50%軽減(2)	75%軽減(3)		
原付	一種（50cc以下）	2,000						
	二種（90cc以下）	2,000						
	二種（125cc以下）	2,400						
	ミニカー（50cc以下）	3,700						
軽自動車	二輪（125cc超250cc以下）	3,600						
	三輪	3,900	3,100	4,600	3,000	2,000	1,000	
	四輪	乗用（自家用）	10,800	7,200	12,900	8,100	5,400	2,700
		貨物（自家用）	5,000	4,000	6,000	3,800	2,500	1,300
		乗用（営業用）	6,900	5,500	8,200	5,200	3,500	1,800
		貨物（営業用）	3,800	3,000	4,500	2,900	1,900	1,000
	ボートトレーラー	3,600						
二輪の小型自動車	6,000							
小型特殊自動車	農耕作業車	二輪	2,000					
		四輪	1,000cc以下	3,000				
			1,000cc超	3,900				
	その他	5,900						

(1) 25%軽減

乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%低減達成(★★★★)、かつ令和2年度燃費基準+10%達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%低減達成(★★★★)、かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

(2) 50%軽減

乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%低減達成(★★★★)、かつ令和2年度燃費基準+30%達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%低減達成(★★★★)、かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(3) 75%軽減

電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス基準10%低減又は平成30年排出ガス規制適合)

※(1)・(2)については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※(1)・(2)・(3)すべて、平成30年4月1日～平成31年3月31日までに新車新規登録された軽自動車で上記の基準を満たす車両に限り、適用されます。

○(年)税額：平成27年4月1日以降に新車新規登録された車両

○旧税額：平成27年3月31日までに新車新規登録し、登録後13年経過していない車両

○重課税率：4月1日を基準とし、新車新規登録から13年経過した車両

《環境性能割》

令和元年10月1日以降、自動車取得税の廃止に伴い、導入されます。

納める人

令和元年10月1日以後に自動車及び軽自動車（新車・中古車を問わない）を取得した者

納める額

単位：円

軽自動車の燃費性能等		税額
電気自動車等	自家用	非課税
	営業用	
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%達成車	自家用	非課税
	営業用	
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%達成車	自家用	非課税
	営業用	
★★★★かつ令和2年度燃費基準	自家用	取得価額×1%（非課税）
	営業用	取得価額×0.5%
★★★★かつ平成27年度燃費基準+10%達成車	自家用	取得価額×2%（取得価額×1%）
	営業用	取得価額×1%
上記以外	自家用	取得価額×2%（取得価額×1%）
	営業用	取得価額×2%

※★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車または平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車

※（ ）内の税額は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の乗用車に対する、臨時的軽減後の税額です。

免税点

取得価額が50万円以下

※該当する車両を取得したとき、住所を変更したときは15日以内に、廃車したときは30日以内に申告してください。

☎お問合せ先：(16ページ参照)

5 固定資産税

納める人

1月1日現在で下妻市に土地、家屋、償却資産を所有する人

非課税

- 1 国や地方公共団体等
- 2 公衆用道路、墓地、保安林、国立公園又は国定公園内の一定の土地、学校等

納める額

$$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税 率 (1.4\%)}$$

課税標準

- 1 1月1日現在の固定資産の価格
(固定資産評価基準により評価され、固定資産課税台帳に登録されている価格)
- 2 土地、家屋については、原則として3年に1度、評価替えを行います。

課税標準の特例

- 1 小規模住宅用地（住宅が建っている土地のうち200㎡までの部分）
 - (1) と (2) のうちいずれか低い額
 - (1) 今年度の評価額×1/6
 - (2) 前年度の課税標準額+今年度の評価額×1/6×5%
(ただし、今年度の評価額×1/6の20%を下回る場合は20%とする)
- 2 住宅用地（住宅が建っている土地のうち200㎡を超える部分）
 - (1) と (2) のうちいずれか低い額
 - (1) 今年度の評価額×1/3
 - (2) 前年度の課税標準額+今年度の評価額×1/3×5%
(ただし、今年度の評価額×1/3の20%を下回る場合は20%とする)
- 3 商業地等の宅地（住宅以外の建物が建っている土地など）
下表の負担水準に応じた額

区分	負担水準	課税標準額の求め方
商業地等	70%~	今年度の評価額×70%
	60~70%	前年度の課税標準額を据え置き
	~60%	前年度の課税標準額+今年度の評価額×5% (ただし、今年度の評価額×60%を上回る場合は60% 今年度の評価額×20%を下回る場合は20%とする)

負担水準=前年度の課税標準額/今年度の評価額×100 (%)

- 4 農地（田・畑）
 - (1) と (2) のうちいずれか低い額
 - (1) 今年度の評価額
 - (2) 下表の負担水準に応じた額

区分	負担水準	課税標準額の求め方
農地	90%~	前年度の課税標準額×1.025
	80~90%	前年度の課税標準額×1.05
	70~80%	前年度の課税標準額×1.075
	~70%	前年度の課税標準額×1.10

負担水準=前年度の課税標準額/今年度の評価額×100 (%)

免税点

市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が、下表の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	家屋	償却資産
30 万円	20 万円	150 万円

納税

市から送られる納税通知書によって、下妻市が条例で定める納期（4月・7月・11月・12月の年4回）までに納めます。

※市内で建物を新築・解体などをした際は、市役所税務課固定資産税係まで必ず申告してください。

☎お問合せ先：(16 ページ参照)

6 市たばこ税

卸売販売業者などが小売店にたばこを売り渡すときにかかります。

この税金は、皆さんが買うたばこの代金に含まれていますので、実質的には、たばこの購入者が負担していることとなります。

納める人

卸売販売業者等（日本たばこ産業（株）、たばこ輸入業者、卸売販売業者）

納める額

1,000 本につき 5,692 円

※平成 30 年度税制改正により、旧 3 級品の紙巻たばこ（エコー・わかばなど 6 品目）に係る市町村たばこ税の特例税率が、県たばこ税同様、縮減・廃止されます。

たばこは、市内で買きましょう

たばこ税等は、たばこを買った場所の所在する市の収入となります。

7 入湯税

鉱泉浴場に入るときにかかります。

鉱泉浴場の経営者が、入湯客から入湯税を徴収し市に納めます。

納める人

入湯客

納める額

1 人 1 日 150 円

8 税の証明関係

種類	名称	申請に必要なもの	1件・1通当り
閲覧	地番図・図面	閲覧場所の地番	300円
諸証明	固定資産評価（土地／家屋） 所得（個人／世帯） 児童手当用所得 納税 完納 公租公課 公課（土地／家屋） 課税 非課税	本人確認書類 （一つで可能な物）運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード等 （二つの組合せで可能な物）各種健康保険被保険者証、預金通帳、診察券等 個人分を本人以外が申請する場合は、委任状が必要です。（市内在住で同居同世帯の親族の場合は、必要ありません） 法人分を代理人が申請する場合は、代表者印の押してある委任状が必要です。代表者本人が申請する場合は、代表者印が必要です。	300円
	土地現況 家屋現況 家屋滅失 住宅用家屋 その他	本人確認書類 （一つで可能な物）運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード等 （二つの組合せで可能な物）各種健康保険被保険者証、預金通帳、診察券等	300円
無料交付	固定資産評価額通知 所在（法人） 軽自動車税納税（車検用）	本人確認書類 （一つで可能な物）運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード等 （二つの組合せで可能な物）各種健康保険被保険者証、預金通帳、診察券等	無料
申告用諸証明	公課証明（土地／家屋） 国保税納付証明 介護保険料納付証明 後期高齢者医療保険料納付証明	本人確認書類 （一つで可能な物）運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード等 （二つの組合せで可能な物）各種健康保険被保険者証、預金通帳、診察券等 個人分を本人以外が申請する場合は、委任状が必要です。（市内在住で同居同世帯の親族の場合は、必要ありません） 法人分を代理人が申請する場合は、代表者印の押してある委任状が必要です。代表者本人が申請する場合は、代表者印が必要です。	無料
		個人分を本人以外が申請する場合は、委任状が必要です。（市内在住で同居同世帯の親族の場合は、必要ありません）	
		法人分を代理人が申請する場合は、代表者印の押してある委任状が必要です。代表者本人が申請する場合は、代表者印が必要です。	

市ホームページへのリンク

各種証明書（税務課が発行するもの）

<http://www.city.shimotsuma.lg.jp/page/page000116.html>

委任状書式ダウンロードページ

<http://www.city.shimotsuma.lg.jp/page/page000586.html>

9 お問い合わせ先

名称等	内容	電話番号	所在地
下妻市役所税務課	市民税に関するお問い合わせ (市民税係)	0296-43-8192	下妻市本城町 2-22
	固定資産税に関するお問い合わせ (固定資産税係)	0296-43-8193	
	軽自動車税・税証明に関するお問い合わせ (税政係)	0296-43-2294	
下妻市役所収納課	税金の納付に関するお問い合わせ (収納係)	0296-43-8274	
茨城県	県税に関する問い合わせ (筑西県税事務所)	0296-24-9183 (総務) 0296-24-9184 (納税窓口) 0296-24-9157 (納税相談) 0296-24-9190 (納税相談、自動車税) 0296-24-9192 (個人事業税、法人県民 税、法人事業税、軽油引取 税、ゴルフ場利用税、狩猟 税、個人県民税、県民税利 子割) 0296-24-9197 (不動産取得税)	筑西市二木成 615
国	国税に関するお問い合わせ (下館税務署)	0296-24-2121 (自動音声案内)	筑西市丙 116-16

10 Q&A

軽自動車税関係

Q1. 軽自動車を平成 31 年 4 月 2 日に廃車したのですが、令和元年度の軽自動車税は支払わなければなりませんか？

A1. 軽自動車税は、その年の 4 月 1 日現在の所有者に課税されますので、納付願います。

Q2. 軽自動車を平成 31 年 4 月 1 日に廃車したのですが、令和元年度の軽自動車税は支払わなければなりませんか？

A2. 軽自動車税は、その年の 4 月 1 日現在の所有者に課税されますが、4 月 1 日に所有者でなくなるため課税されません。なお、自動車税の場合は取扱いが違って課税されますのでお間違えの無いようにお願いします。(自動車税は月割となります。詳しくは県税事務所にお問い合わせ願います。)

市民税関係

Q1. 平成 31 年 1 月 3 日に J 市から下妻市に転入しました、令和元年度の市民税・県民税はどちらの市で課税されますか？

A1. 市民税・県民税の課税対象となるか否かは、毎年 1 月 1 日(賦課期日)現在の状況により判断されます。あなたの場合は、平成 31 年 1 月 1 日現在の住所は J 市にある

ので、令和元年度の市民税・県民税はJ市で課税されます。また、反対に平成31年1月2日以降に下妻市から他市町村へ転出した場合は、令和元年度は下妻市が課税することになります。

※住所の判定

原則として住民基本台帳によりますが、台帳に登録されていなくても賦課期日現在に居住している場合は、その市町村から課税されます。

固定資産税関係

Q1. 固定資産税とは、どのような税金ですか？

A1. 固定資産税は、毎年1月1日賦課期日現在に土地・家屋・償却資産を所有している人、または法人が、その固定資産の課税標準額に1.4%の税率をかけた額を算定し、決定した税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

Q2. 固定資産税が、課税されない場合があると聞いたのですが？

A2. 下妻市内で同一人が所有する土地・家屋・償却資産の課税標準額のそれぞれの合計額が、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たない場合は、課税されないこととなっています。(免税点)

証明関係

Q1. 証明書交付の際、窓口で必要なものは何ですか？

A1. ①個人の証明書

ア 本人が請求する場合

・本人確認書類

イ 同一世帯の親族の方が本人に代わって請求する場合

・同一世帯の親族の方の本人確認書類

※同一の住所であっても、住民票上の世帯が別世帯となっている親族の方が本人に代わって請求する場合については、次のウに該当し、委任状が必要となります。

ウ 同一世帯の親族以外の代理人が本人に代わって請求する場合

・代理人の本人確認書類

・委任状

②法人の証明書

ア 代表者本人が請求する場合

・本人確認書類

・代表者印（所在証明書及び営業証明書を請求される場合は不要）

イ 代理人が代表者本人に代わって請求する場合

・代理人の本人確認書類

・代表者印の押印がある委任状（所在証明書及び営業証明書を請求される場合は不要）

※本人確認書類とは、

（一つで可能な物）運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード等

（二つの組合せで可能な物）各種健康保険被保険者証、預金通帳、診察券等

参 考

「ご紹介します！ 下妻市の予算と仕事」では、みなさんに納めていただいた税金等の使い道についてくわしく説明しています。

http://www.city.shimotsuma.lg.jp/data/doc/1560477911_doc_446_0.pdf



令和元年度
下妻市
市税ガイドブック

発行 下妻市
お問合せ 市民部税務課
電話 0296-43-2111